

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第56号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 号区分の項第 3 号中「定めるもの」の次に「又は特 2 級であったもの」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。